

平成30年2月22日

申立人代理人 各位

横浜地方裁判所第3民事部破産受付係

個人破産申立書添付書面の取扱い変更について

個人破産申立書に添付していただく書面のうち、「家計全体の状況」及び給与明細等の添付資料について、従前、申立ての前月分（2か月分をご用意いただくものは前月分から過去2か月分）をご用意いただいていたのですが、このことが月末に申立てが集中する一因となっているようです。

そこで、これらの書面について、前月分に限らず、前々月分のものでも差し支えないとする取扱いに改めましたので、準備の都合で申立てが月末になりそうなときは、月末を避けて翌月前半に申立てをしていただくようご協力をお願いいたします。